許可され，更に，同５２年３月３０日に，同２号炉の増設も許可されているが，この１号，２号ともに，許可処分の取消しを求める行政訴訟が，現在も進行中である。

この２つの訴訟において，我々住民は，当該許可処分が極めてズサンで，憲法違反となる原子力基本法と原子炉規制法にもとづいた違法なる審査であること。原子炉事故の際の災害評価が“予想される実際の事故”に比して余りにも小さい不当な評価であり，事故が発生すれば到底，審査で想定した被曝量ではおさまらないこと。また，この事故時の際の避難，防災態勢が全く考慮されていないこと，更に，平常時被曝の危険性，燃料棒，蒸気発生器細管，圧力容器，一次冷却系配管等の非健全性についての審査の誤り，その上，運転に伴う放射性団体廃棄物の廃棄と使用済燃料の再処理の無方針，廃止された原子力発電所の処理の不可能性，熱廃水による海の生態系の破壊などが全く審査されていないことの不当性，非常用炉心冷却装置の評価や地盤，地震の評価と立地選定等の誤りなどが遂一明らかにされたのである。

さらにその後，何人も否定できない形で，７年前の１９７９年３月２８日に米国スリーマイル島原発２号炉における炉心溶融，水素爆発という大事故の発生，そして，本年４月２６日，ソ連チェルノブイリ原発４号炉で発生した炉心溶融，蒸気・水素ガス爆発という大事故は，たった一基の原子炉の事故で，世界中が放射能汚染に見舞われ，原子炉周辺数百キロメートルにわたって住民の生命が危険にさらされ，数千キロメートル離れたヨーロッパ諸国でも，飲食物，農作物，魚貝類，動植物の放射能汚染による飲食制限，販売禁止，廃棄，食用動物の大量“処分”が実行されるという事態を引き起したのである。このわずか７年の間に，型も構造も全く異なる２つの原子炉で炉心溶融，放射能の本部への大量放出という事故が現実となったことにより，１・２号炉審査，許可処分が完全に誤っていたことが明白になったのである。

ところが，このように１・２号炉許可処分の誤りが明らかになったにもかかわらず，あろうことか，ソ連原発の放射能が我々国民の頭上に降りそそいでいるその時に，本件許可処分が，１・２号炉のズサンな審査のあり方をそのままにひき写しただけではなく，更に甘く，緩めたデタラメ審査によってなされたことは，断じて許すことはできないものであり，受け入れられない。

会計報告（'86. 7/1～8/2）

収　入		
会　費		１０１,０００
ニュース購読料		１００,０００
カンパ		１１,０００
コピー代金		１４,４８０
	計	２２６,４８０
支　出		
ニュース印刷費		３１,０００
振替手数料		１,０１０
郵送料		１９,２５０
資料費		１,３８０
ゼロックス・リース料		１４,３００
コピー料金		５０,６９６
	計	１１７,６３６
差　引		１０８,８４４
積立金合計		５１９,０９８

伊方訴訟ニュース

第１５６号
1986年8月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先：〒530 大阪市北区西天満 4−9−15 第一神明ビル
藤田法律事務所 ☎ 06−363−2112 口座 大阪 3−48780

伊方３号炉

ソ連原発事故を尻目に設置許可強行の暴挙に
県外を含め１３８３名の住民が大挙異議申立

さる７月２５日午后１時，伊方原発反対八西連絡協議会の広野さんと西園寺さん，それに，伊方原発を考える松山市民の会の松岡さんと佐藤さんの計４名が，埼玉や東京の「伊方訴訟を支える会」の人たち１０名とともに，通産省を訪れた。そして同省資源エネルギー庁の山本欣市原子力発電課安全審査課長と会見し，１３８３名の署名簿をそえて，伊方３号炉設置許可に対する「異議申立書」を手渡した。

通産大臣あてのこの「異議申立」は，「行政不服審査法」に基く法的なもので，設置許可取消の行政訴訟を提訴するための前段階として欠かせぬものとなっており，設置許可から３ケ月以内に提出しなければならない。

既報のように，原子力安全委員会は，チェルノブイリ原発事故の報で国内も緊迫した気分に包まれていた最中に，住民感情を逆なでするように，「伊方３号炉は安全である」との意見書を通産大臣に提出した。そして，それを受けた形で通産大臣も，５月２６日に，四国電力に設置許可を与えるという暴挙を強行した。

しかし，この暴挙への住民の反撃は，原子力安全委員会と通産省，それに四国電力や伊方町長への抗議文の提出などと並行して，広く深く進められた。チェルノブイリ原発から１３０キロも離れたゴメリ市で，“死の灰”による脱毛が生じているとの報道はじめ，ソ連原発事故のすさまじさを伝えるニュースが相つぐ中で，伊方の住民を中心に，県内外の有志が連絡をとり合い，相談を進めた。

（以下６頁右下に続く）

２号炉訴訟第２７回公判
１９８６年９月１０日（水）午前１０時
松山地裁大法廷

チェルノブイリ原発事故が松山地裁の裁判官たちにも大きな衝撃を与えたことは，前回公判の訟訴指揮にも，はっきりとあらわれている。

３号炉設置許可の暴挙を，１３８３名の異議申立で応えた住民の怒りと自信を背景に，前回にひき続き，チェルノブイリ原発事故に対する国の明確な態度表明を迫りつつ，住民独自の主張を盛り込んだ書面による攻勢が展開されるだろう。

上告理由補充書

（前号の続き）

三．事故による被害

4. チェルノブイリ原発事故による被害の推定（続き）

今回のチェルノブイリ事故級の炉心溶融事故が，本件伊方炉で発生すればどのような災害がもたらされるであろうか。上の瀬尾博士の手法を用いれば容易に推定できる。

本件伊方炉の電気出力は５６万キロワットで，チェルノブイリ原発のそれの約半分である。したがって，原子炉内に蓄積される“死の灰”の量も約半分となるので，炉心溶融時の流出放射能量をチェルノブイリ原発事故時の半分の約３億キュリーと仮定しよう。また，事故発生時には，西南西の南風が吹き，瀬尾計算の際と同様に，揮発性の“死の灰”を含んだ「放射雲」が，次の図に示してあるように，開き角約１５度の方向の風下に向かって拡散しながら移動するとしよう。

「放射雲」は，約９００キロの飛行の後に，太平洋上に出るが，それまでの間，「放射雲」および，それから地上に落下した“死の灰”からの放射線の被曝と呼吸によって取り込んだ空気中の“死の灰”の内部被曝とによって人工緻密な「太平洋ベルト地帯」を中心に，以下のような破局的な大災害を与える。

1. 急性死

風下約５キロまでの地域で約９８０人

2. 緩慢死

肺ガン	約１１万7,０００人
胃腸ガン	約　５万9,０００人
甲状腺ガン	約　１万6,０００人
その他のガン	約１３万００００人
合　計	約３２万2,０００人

3. 使用不能地域

風下約５０キロまでの約３３０平方キロの地域

放射能雲の拡散域

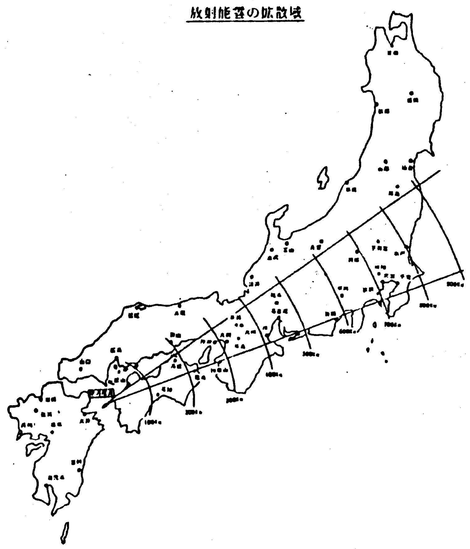

いうまでもなく，「放射雲」は人的損害だけでなく，社会的，経済的大混乱をもたらし，それに伴う物質的損害もまた天文学的数値に達するであろう。

瀬尾博士の推定によれば，今回のチェルノブイリ原発事故は，ラスムッセン報告でも最大級の炉心溶融事故であったことは疑いない。こうした炉心溶融事故の発生確率は，ラスムッセン報告では，一原子炉当り２０万年に１回とされていた。そうして，本件伊方炉の安全審査においても，こうした炉心溶融事故は，災害評価のための想定事故から「想定不適当である」として除外されてきた。そして，「技術的見地からは，起るとは考えられない」とされた「仮想事故」においても，事故時に大気中に流出する放射能の量は，希ガスで１６万4,５００キュリー，放射性ヨウ素で９９４キュリーで，計１６万5,４９４キュリーであり，死者などは全く出ない，ということとされ，本件許可処分がなされた。チェルノブイリ原発の溶融炉心から流出した約６億キュリー，つまり，右の安全審査評価値の約３千６００倍の“死の灰”を含んだ「放射雲」は本件許可処分の基盤を根底から溶融させてしまったのである。

4. ソ連の原発技術水準とチェルノブイリ原子炉の構造等に関する宣伝の欺瞞性

一．　はじめに

チェルノブイリ原発の事故がおこり，その被害がきわめて深刻なものであることが明らかになるにつれて，政府や電力会社はマスコミを通じて，「チェルノブイリ原発は，日本の軽水炉とは構造が違い，時代遅れで格納容器さえ設備されていない，そのことが事故の被害を大きくした」などと，あたかもソ連の原発は技術的にも幼稚で，安全性に対する配慮も足らないものであるかのように宣伝し，今回の事故にかかわらず，日本の原発は安全で大事故は起こらないことを国民に印象づけようとした。

１９７９年のアメリカのＴＭＩ事故のときは，本件伊方炉と同型の「加圧水型軽水炉」（以下ＰＷＲと略す）であったので，もっぱらウェスチングハウス社製とバブコック・ウィルコックス社製という，メーカーの違いが強調されたことが想起されるべきである。以下このような欺瞞性を明らかにする。

二．　ソ連の原発技術の歴史と現在

ソ連は，世界に先がけて，いわゆる「原子力平和利用」に着手した国であることを忘れてはならない。

１９５４年６月小型のオブニンスク原発が完成したが，この炉はチェルノブイリと同じくＧＷＲ型であった。

ソ連の原発は，ＧＷＲとＰＷＲ，それに高速増殖炉（以下ＦＢＲという）の３本立てである。そのうち，ＰＷＲは１９６４年完成のノボボロネジ原発（電気出力２１万キロワット）が最初である。ＦＢＲは，１９７３年にＢＮ３５０（電気出力１５万キロワット）という商業炉が運転を開始している。

１９８５年の統計では，総数５０基の民生用原発を保有し，ソ連は原発技術については，後進国どころか世界の最先端を行く国なのである。

１９７３年レニングラードの近郊に出力１００万キロワットのＧＷＲが完成し，ソ連はこの型（ＲＢＭＫ１０００型）を標準型として，以来各地で建設をはじめた。チェルノブイリ四号炉もこの型であり，旧式どころか，約２年４ケ月前に運転を開始した新鋭炉なのである。

ソ連では原発立地についても，気体廃棄物の放出時の放射能のモニタリングを重視し，自然通風がよく低人口地帯であって，集落が風上にあるような場所を選んで建設されていると言っている。

また，原発周辺には衛生防護地帯が設けられ，ここには恒常的居住，保険関係施設の設置，食品加工場の建設は許可されない。環境モニタリングは原発から半径１０～２０キロメートルの地域について，発電所の「特別空間線量測定班」と「保険省国家衛生監督部」の機関によって実施されている。

以上要するに，ソ連でも日米や西欧諸国と同等またはそれ以上の技術的水準を保持し，

安全対策を講じていたのであるが，大事故が起こればこれらの対策がいかに空しいものであるかが，今回の事故によって明らかとなったのである。

なお，１９７９年夏，ソ連の原子力利用国家委員会議長の招きにより日本原子力産業会議会長有澤廣己氏ほかが訪ソし，各地の原子力施設等を視察した。その報告によると，チェルノブイリ４号炉と同型のレニングラードのＧＷＲに感心した日本の視察団は，見学終了後の昼食会の席上で有澤会長から，「レニングラード発電所と東海発電所が姉妹発電所となってはどうか」と提案し，白澤原電会長とルコニンレニングラード発電所長から賛意が表明されたことが報告されている。大事故が起こったからといって，構造の違いを言うのは余りにもお粗末なご都合主義で，国際的にも有澤氏をはじめとする日本の推進派の無責任さが失笑の対象となるだけである。

三．チェルノブイリ炉の構造と日本の原発

チェルノブイリ炉（ＲＢＭＫ１０００型）の構造で特色があるのは，減速材として一般の軽水炉のように水ではなくて，黒鉛を使用していることである。「黒鉛」は２５センチメートル角のものを積みあげ，その間に多数の穴があり，その中を直径8.8センチメートル，厚さ４ミリのジルコニウム合金でできた圧力管（チャンネル管という）が１６９３本ある。その管の中に，１８本の燃料棒で１組になった燃料集合体２本が，上下２段になって組み込まれている。燃料の２酸化ウランの濃縮度は1.８８パーセントと軽水炉の場合よりも低く，そのかわりその重量は運転開始時で２０４トンにも及ぶ。

核分裂反応をコントロールする制御棒は，黒鉛中の穴を出入りする仕組になっている。炉心部分の大きさは，直径１１.１メートル，高さ７メートルもあり，黒鉛ブロック，圧力管，制御棒，チャンネル等の集合体である。圧力管と黒鉛を囲むようにして，コンクリートと鋼鉄の密閉されたかこいがあり，その大きさは直径・高さとも約２１メートルもあり，その中にヘリウムとチッ素ガスを充満させ，黒鉛の冷却と酸化防止をはかっている。チャンネルの中の燃料棒は，運転中でも取替えることが可能な構造になっている。ＲＢＭＫ１０００型は，原理的には沸騰水型であり，通産省編の「原子力発電便覧」にもそのように分類されている。

日本のＰＷＲの場合，電気出力１００万キロワットの規模で，圧力容器の直径は約４メートル，ＢＷＲでも直径６メートルの中にそれぞれ全燃料が収められている。ＲＢＭＫ１０００型の場合は炉心の体積は前述のように，それらより格段に大きく，圧力管1693体に分散して燃料が配置されているので，熱密度がずっと低く，より安全と言える。

また，燃料集合体に破損があり，それによって放射能もれがあったり，炉心の安全性にかかわる重大な原因となるようなことが発生したとしても，日本の原発では検知が難しく，燃料破損のままで運転を続行することになるが，ソ連炉ではより検知が容易で，その部分を運転中でも交換できる構造になっており，この点でもむしろソ連の炉の方が安全上優位にあるといえる。

四．チェルノブイリ原発にも「二重三重の安全装置」はあった。

チェルノブイリ原発事故の報が伝わるや，いち早く一部のマスコミで「ソ連の原子炉には格納容器も緊急炉心冷却装置（ＥＣＣＳ）も無く，日本の原発では考えられない不安全なものだ」といった評論や解説がまことしやかに流された。

ところが，ソ連の原発の実態がかなり明確になってからも，たとえば，原発推進勢力の動揺を静めるために，各地を行脚した資源エネルギー庁の原子力発電課長の講演や，５月２６日付の政府広報紙「今日の日本」などでは，「格納容器がなかったのではないか」などと調子を落としながらも，相変わらず，原発に対する「安全思想」において，さも，ソ連が日本より劣っているかのように吹聴して，わが国の原発への住民・国民の不信感を打ち消すことに懸命になっている。そうした行動がいかに無責任なものであるかを以下に示そう。

まず，ＥＣＣＳの有無・比較について。右講演の中で原子力発電課長は，ソ連原発のＥＣＣＳについて「水だめがあることは分かっているが，わが国の様に，高圧注入系や低圧注入系，さらには炉心スプレー系など二重，三重の保護装置がどこまであるか分からない」とのべている。課長さんにはお気の毒であるが，ソ連の文献を読めば，チェルノブイリ原発にも，ちょうどわが国の加圧水型原子炉（ＰＷＲ）と同じように，蓄圧注入系と低圧注入系，それに高圧注入系の三種のＥＣＣＳがちゃんと備えられていたことは，たちどころに判明する。

次に格納容器について。横行している評論中には，格納容器と原子炉建屋とを取違えて「ソ連の原子炉建屋は耐圧性がない」などと，物知り顔のものも多い。そうした人たちは，原子炉建屋で言えば，わが国の沸騰水型原子炉（ＢＷＲ）でも，図に示すようにＰＷＲの場合と違って，原子炉建屋は特別の耐圧，気密構造になっていないことを御存知ないのであろう。

そもそも，格納容器の目的は何かといえば，現在，軽水炉の設計に当たって想定されているもっとも厳しい事故，つまり大口径の原子炉配管破断による冷却材喪失事故の際にも，破断口から噴出する高温，高圧力の水蒸気に耐え，放射能の流出を防ぐことである。

ＢＷＲでは，その事故として，原子炉の近くにある再循環ポンプと原子炉をつないでいる大口径配管の破断事故を考えている。そして，その際噴出する水蒸気を，原子炉のすぐ外にあるダルマ型の格納容器で受止めると同時に，格納容器内部の下部に予め用意してある水だめに噴出させ，水蒸気を冷却，凝縮させる。そうして，格納容器の耐圧（４ないし５気圧）以下で危機を脱しながら，ＥＣＣＳで炉心を冷却する，という設計になっている。だから，原子炉そのものが破断して予期以上の水蒸気が一度に噴出したり，あるいは，ＥＣＣＳがうまく働かずに炉心の燃料棒が加熱され，発生した水素が爆発したりした場合には，設計圧力を越えて格納容器も破壊され，その有用性を失ってしまう。

チェルノブイリ原発でも，図に示すようにＢＷＲと全く同じ設計思想に基づいていた。すなわち，大口径配管破断の起こる可能性のある原子炉配管部分を，耐圧が４ないし５気圧の「堅固な室」（これが「格納容器」に相当）の中に収め，同時に原子炉の基礎のコンクリートの下に広大な水槽を設けることで，前述のＢＷＲの場合と同様に，大口径配管破断事故も切抜けられることになっていた。た

加圧水型軽水炉

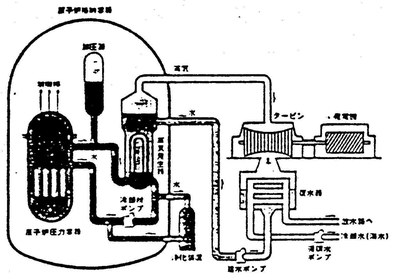

チェルノブイリ原発　　沸騰水型軽水炉

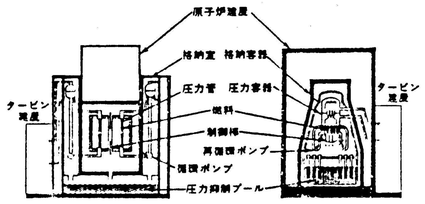

×：大口径配管破断事故を想定している場所

だ，原子炉の減速材としてグラファイトを使っているので，原子炉本体中の高温，高圧力の水の量は軽水炉に比べてずっと少なく，たとえそれが噴出しても原子炉を取囲んでいる金属製とコンクリート製の囲いで十分であるということで，原子炉建屋全体をPWRの格納容器のような耐圧・気密構造にはしない，という設計方針を採っていたのである。

要するに，事故当初宣伝された，チェルノブイリ炉と，日本の原発の構造上の差異や，ソ連の技術水準をことさら低く評価して，今回の事故によっても，日本の原発の安全性に対する信頼は変わるものではないというキャンペーンには何ら根拠がないことは明らかである。

GWRもPWRも，安全面ではそれぞれ一長一短であり，ソ連も決して他型式のものより危険であると考えながら，GWR型を採用したものでないことは確実である。

アメリカや他の西欧諸国の専門家も，チェルノブイリ４号炉は，当初考えられた以上に安全設計が施されており，アメリカ等の原発設計と同等の安全項目が十分に採り入れられて建設されていたことを一致して認めている。

事故は思いがけない出来事を契機にして発生し，思いがけない経過をたどって大事故に拡大する。今回のチェルノブイリ原発の事故は，日本も含めて現在の原子力発電技術の本質的な危険性と安全確保技術の欠陥を明らかに証明したのである。（以下次号に続く）

（１頁から続く）

７月８日には，「八西連絡協」の広野房一会長と「松山市民の会」の伊達泰介代表の連名で，「伊方原発３号機設置許可の暴挙を，無数の異議申し立てで包囲しよう」と題した呼びかけ文が作られた。そして，同文中の「伊方３号機設置許可に対する異議申し立てに名を連ね，共に『原発ノー』の意志を宣言することを心から訴えます」との呼びかけに応じて，異議申立文に対する賛同署名運動が始まり，短時間のうちに１３８３名にも達したのである。

その内わけは，伊方・八幡・宇和島などを含む南予地方から６１６名，松山市を中心としたそれ以外の愛媛県内から７０２名，それに，高知，大分，宮崎，広島，岡山の各県からも合計６５名が参加している。署名の集約や異議申立書の作成など，「松山市民の会」の人たちの献身的な努力が，今回の運動の強い支えとなっている。

チェルノブイリ原発事故は，改めて，原発からの“死の灰”に国境のないことを教えたが，国内でも，これまでの「現地」中心の運動だけでは駄目だとの声が高まっている。今回の「１００キロ圏」からの１３８３名に及ぶ異議申立は，これまでの１３年余の伊方原発訴訟の発展として，そうした声が最初に具体化したものといえよう。画期的な意議を持った今回の「異議申立」は，こんごの各地の反原発運動にも大きな影響を与えることであろう。

通産省を訪れた４名の代表は，愛媛３区選出の日本社会党田中恒利衆議員議員の立合の下で，次の２点を強く要求した。しかし相手の課長は，ただ聞き置くだけで何の意志表示もしなかったとのことである。

①異議申立人が広範囲に及んでいるので，通産省への口頭による申立てと，それへの回答の場を，１，２号の時のように１ヶ所だけでなく，少くとも３ヶ所で開いてほしい。

②四国電力からの３号炉設置許可申請書や通産省の許可決定書などの文書を，すべての異議申立人に配布してほしい。

前例のない大量異議申立に対する通産省の対応が注目される。

なお「異議申立書」のうちの「異議申立ての理由」の目次と，その前半部を，以下に掲載する。

異議申立ての理由

目　　次

Ⅰ．異議申立人
Ⅱ．総論
Ⅲ．不当，違法な本件許可処分
　1，原子力発電所の設置許可は違憲である
　2，原子力三原則の無視
　3，その名に値いしない安全審査
　　(1) 事実が示した災害評価の誤り
　　(2) 地震の巣，劣悪地盤による施設破壊の危険性
　　(3) 放射能に許容量はない。国民に許容を強要することは許されぬ
　　(4) トイレットなしマンションの不当性
　　(5) 熱廃水による海域生態系の破壊・死滅という現実の無視
　　(6) 大事故の際の住民の保護，避難について触れないインチキ「安全」審査
　4，平和利用の美名の下の「石油代替エネルギー」のウソ
Ⅳ．結論

Ⅰ 異議申立人

申立人らは，いずれも，本件許可処分にかかる伊方発電所３号炉において，原子炉の暴走，溶融，爆発という事故の発生の際には，大気や海水中に放出される放射能や海中への熱廃水等によって現在及び将来に亘り，生命，健康，生活の全般にわたり，極めて重大な影響を受けることはもちろん，平常運転時においても，外部に放出される放射能や熱廃水により，不断に生命・健康・生活を侵やかされるものであり，本件許可処分に対し，異議申立ての権利とその適格性を有するものである。

Ⅱ 総論

通産大臣は，昭和６１年５月２６日，四国電力株式会社に対し，伊方発電所の原子炉の設置変更（３号炉増設）を許可した。

本件処分に先立ち，昭和４７年１１月２８日に伊方発電所の原子炉（１号炉）の設置が